

改正

昭和四七年 四月 一日教育委員会規則第五号
昭和四九年一二月二五日教育委員会規則第一三号
昭和五二年 三月一八日教育委員会規則第二号
昭和五四年 三月三〇日教育委員会規則第三号
昭和五六年 三月二八日教育委員会規則第四号
昭和五六年 七月一一日教育委員会規則第七号
昭和五九年 三月二四日教育委員会規則第四号
昭和六二年 九月 一日教育委員会規則第三号
平成 二年 三月三一日教育委員会規則第六号
平成 五年 三月二五日教育委員会規則第一号
平成 八年 三月一九日教育委員会規則第二号
平成一〇年 三月三一日教育委員会規則第五号
平成一一年 三月三一日教育委員会規則第二号
平成一二年 三月三一日教育委員会規則第六号
平成一三年 四月 一日教育委員会規則第六号
平成一四年 三月二〇日教育委員会規則第三号
平成一六年一二月二四日教育委員会規則第九号
平成一九年 三月 九日教育委員会規則第三号
平成二三年 三月一一日教育委員会規則第一号
平成二三年 九月二〇日教育委員会規則第六号
平成二五年 三月二九日教育委員会規則第二号
平成二七年 三月一二日教育委員会規則第二号
平成二八年一〇月二八日教育委員会規則第一〇号
平成三〇年 三月二七日教育委員会規則第一号
平成三一年 三月一九日教育委員会規則第一号
平成三一年 四月二六日教育委員会規則第八号

〔福井県奨学育英資金貸付基金管理規則〕を公布する。

福井県奨学育英基金管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県奨学育英基金条例（昭和四十五年福井県条例第三号。以下「条例」という。）第十三条ならびに福井県事務委任規則（昭和四十四年福井県規則第一号）第七条および別表第三第一項第六号の規定に基づき、福井県奨学育英基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 奨学金 条例第一条の奨学育英資金をいう。
- 二 修学奨学金 通学奨学金、福井県きぼう応援奨学金および福井県きぼう応援海外留学奨学金以外の奨学金をいう。
- 三 通学奨学金 条例第三条に規定する奨学金の貸付対象者（大学（短期大学および大学院を含む。第十九条において同じ。）に在学する者を除く。）であつて、通学に利用する交通機関の運賃が高額であるため、福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が奨学金の貸付けを必要と認めるものに貸し付ける奨学金をいう。
- 四 福井県きぼう応援奨学金 向学心に富み、優れた素質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学に困難がある生徒または学生であつて、教育委員会が奨学金の給付を必要と認めるものに給付する奨学金をいう。
- 五 福井県きぼう応援海外留学奨学金 外国の高等学校に留学する、向学心に富み、優れた資質を有する生徒または学生であつて、教育委員会が奨学金の給付を必要と認めるものに対する奨学金をいう。
- 六 貸与奨学生 奨学金の貸付けを受ける者をいう。
- 七 給付奨学生 第四号の奨学金の給付を受ける者をいう。
- 八 留学奨学生 第五号の奨学金の給付を受ける者をいう。
- 九 奨学生 貸与奨学生、給付奨学生および留学奨学生をいう。
- 十 自宅通学 奨学生がその者の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）と同居してする通学または奨学生が生計維持者と住居を異にしてする通学であつて、教育委員会が通学に要する距離、時間等を考慮した場合に当該生計維持者と同居してする通学に準じて取り扱うことを適当と認めるものをいう。

十一 自宅外通学 自宅通学以外の通学をいう。

十二 通学費 通学に利用する交通機関で教育委員会が適当と認めるものの運賃の額をいう。

(基金の運用計画)

第二条 福井県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、年度当初において基金の運用計画を策定しなければならない。

2 教育長は、前項の運用計画を策定しようとするときは、知事に協議しなければならない。

(給付対象者)

第二条の二 福井県きぼう応援奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、教育委員会が福井県きぼう応援奨学金の給付を認めるものとする。

一 県内に在住する者の子弟等であること。

二 県内の高等学校もしくは高等専門学校または特別支援学校の高等部に在学していること。

三 学業成績および人物が優れ、ならびに健康であること。

四 学資の支弁が困難であること。

2 福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を受けることができる者は、前項第一号から第三号までおよび次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、教育委員会が福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を認めるものとする。

一 日本国籍または出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者の在留資格を有する者であること。

二 高等学校もしくは特別支援学校の生徒または高等専門学校の学生の海外留学に関する普及啓発活動を実施する意思があること。

三 次のいずれかに該当する留学をする者であること。

イ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十三条第二項（同令第一百三十五条第三項または第一百三十五条第五項において準用する場合を含む。）または同令第一百七十六条第二項の規定による単位の修得の認定が見込まれる留学

ロ 公益社団法人または公益財団法人が斡旋する外国の高等学校への留学

四 一学年度間（留学先の高等学校における一年間の課程の履修に必要な期間をいう。以下同じ。）

または二学年度間（留学先の高等学校における二年間の課程の履修に必要な期間をいう。以下同じ。）の留学をする者であること。

(奨学金の貸付額および給付額)

第三条 修学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。

奨学生の区分		通学区分	貸付月額
高等学校奨学生	国公立高等学校	自宅通学	一万八千円
		自宅外通学	二万三千円
	私立高等学校	自宅通学	三万円
		自宅外通学	三万五千円
高等専門学校奨学生	国公立高等専門学校	自宅通学	一万八千円
		自宅外通学	二万三千円
	私立高等専門学校	自宅通学	三万円
		自宅外通学	三万五千円
備考 「高等学校奨学生」には、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部の生徒を含む。			

2 通学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。

奨学生の区分	通学費の月額区分	貸付月額
高等学校奨学生および 高等専門学校奨学生	六千円以上八千円未満	五千円
	八千円以上一万二千円未満	七千円
	一万二千円以上一万六千円未満	一万円
	一万六千円以上二万円未満	一万三千円
	二万円以上	一万六千円
備考 「高等学校奨学生」には、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部の生徒を含む。		

3 福井県きぼう応援奨学金の給付額は、月額一万八千円とする。

4 福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付額は、一学年度間の留学については年額六十万円以内、二学年度間の留学については年額三百万円以内（留学先が外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第二条のアジア大洋州局の所掌に属する国または地域（同令第三十七条第一項の大洋州課の所掌に属するものを除く。）である場合にあつては、年額二百五十万円以内）で、教育委員会が必要と認めた額とする。

5 教育委員会は、第一項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、修学奨学金の貸付額を別に定めることができる。

(出願手続)

第四条 奨学金（福井県きぼう応援奨学金および福井県きぼう応援海外留学奨学金を除く。）の貸付けを受けようとする者（以下「出願者」という。）は、連帯保証人と連署した福井県奨学生願書（様式第一号または様式第二号。次条において「願書」という。）に、出願者と生計を一にする者の**所得**に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、その在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 前項の連帯保証人は、出願者が未成年者であるときはその保護者（親権を行う者または未成年後見人をいう。以下同じ。）と、出願者が成年者の場合は父母兄弟またはこれらに代わる者とする。

3 福井県きぼう応援奨学金の給付を受けようとする者（以下「きぼう出願者」という。）は、福井県きぼう応援奨学生願書（様式第四号。次条において「きぼう願書」という。）に、きぼう出願者と生計を一にする者の**所得**に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。この場合において、在学する学校が市町立中学校である場合は、その学校が所在する市町の市町教育委員会の推薦を受けなければならない。

4 福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を受けようとする者（以下「留学出願者」という。）は、一学年度間ごとに、福井県きぼう応援海外留学奨学生願書（様式第五号。次条において「留学願書」という。）を在学する県内の学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

(奨学生の推薦)

第五条 前条第一項の規定により、学校の長が出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、条例第三条に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第一項の願書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第三項の規定により、学校の長がきぼう出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、第二条の二第一項に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第三項のきぼう願書を教育委員会に提出しなければならない。

3 前条第四項の規定により、学校の長が留学出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、第二条の二第二項に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第四項の留学願書を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第六条 奨学生の採用は、第二十四条の福井県奨学生選考委員会の選考を経て、教育委員会が決定

する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により貸与奨学生の採用を決定したときは、その決定を受けた者（以下「採用者」という。）に対し、その在学する学校の長を経て、福井県奨学生採用通知書（様式第六号。以下この条および次条において「採用通知書」という。）を交付する。この場合において、採用者が高等学校もしくは高等専門学校または大学（大学院を除く。以下この条において同じ。）に入学しようとする者であるときは、採用通知書に代えて、福井県奨学生予約採用通知書（様式第七号。次項において「予約採用通知書」という。）を交付する。
- 3 教育委員会は、第一項の規定により給付奨学生の採用を決定したときは、その決定を受けた者（以下「きぼう採用者」という。）に対し、その在学する学校の長を経て、福井県きぼう応援奨学生予約採用通知書（様式第七号の二。次項において「きぼう予約採用通知書」という。）を交付する。
- 4 第二項後段または前項の場合において、予約採用通知書またはきぼう予約採用通知書の交付を受けた採用者またはきぼう採用者が高等学校もしくは高等専門学校または大学に入学したときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。
- 5 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、採用者またはきぼう採用者に採用通知書または福井県きぼう応援奨学生採用通知書（様式第七号の三）を交付する。
- 6 教育委員会は、第一項の規定により留学奨学生の採用を決定したときは、その決定を受けた者（以下「留学採用者」という。）に対し、その在学する学校の長を経て、福井県きぼう応援海外留学奨学生採用通知書（様式第七号の四）を交付する。

（奨学金の貸付申請）

第七条 採用者は、採用通知書の交付を受けたときは、直ちに、連帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金貸付申請書（様式第八号）を、その在学する学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、採用者と生計を一にする者であつてはならない。

（奨学金の貸付けまたは給付）

第八条 奨学金（福井県きぼう応援海外留学奨学金を除く。）は、毎月一箇月分ずつ貸し付け、または給付する。ただし、特別の事情がある場合には二箇月分以上を貸し付け、または給付することができる。

- 2 福井県きぼう応援海外留学奨学金は、留学奨学生からの請求に基づき、一学年度間分ごとに給付する。

(学業成績および生活状況の報告)

第九条 奨学生（留学奨学生を除く。）は、毎年四月十日までに学業成績表および生活状況報告書を、その在学する学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

2 二学年度間の留学をする留学奨学生は、一学年度間の履修を修了したときは、速やかに、留学状況報告書を、その在学する県内の学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

3 留学奨学生は、留学が修了したときは、速やかに、留学修了報告書を、その在学する県内の学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

(異動届)

第十条 奨学生は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、異動届（様式第九号）を、その在学し、または在学した学校の長（留学奨学生にあつては、県内の学校の長。以下同じ。）を経て、教育委員会に提出しなければならない。

一 休学、復学、転学または退学をしたとき。

二 停学その他の処分を受けたとき。

三 連帯保証人または保証人を変更したとき。

四 本人、連帯保証人または保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。

五 第三条第一項の表に掲げる通学の区分を変更したとき。

六 第三条第二項の表に掲げる通学費の月額区分の適用に変更があつたとき。

七 生活状態が著しく好転する等学資の支弁が可能となつたとき。

(転学した場合の奨学金の取扱い)

第十一条 奨学生が転学した場合において、引き続き奨学金の貸付けまたは給付を受けようとするときは、福井県奨学金貸付継続願（様式第十号）または福井県きぼう応援奨学金給付継続願（様式第十号の二）を、転入学に係る学校の長を経て教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付額の変更)

第十一条の二 奨学生は、奨学金の貸付額の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、福井県奨学金貸付額変更申請書（様式第八号）を、その在学する学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の福井県奨学金貸付額変更申請書の提出があつたときは、その変更に係る事由が生じた日の属する月の翌月から奨学金の貸付月額を変更するものとする。

(奨学金の貸付けまたは給付の停止)

第十二条 教育委員会は、奨学生が休学し、または三月以上の長期間にわたり欠席したときは、奨学金の貸付けまたは給付を停止するものとする。

(奨学金の貸付けまたは給付の再開)

第十三条 教育委員会は、前条の規定により奨学金の貸付けまたは給付を停止された者が、その事由がやんだ後、福井県奨学金貸付再開願（様式第十一号）または福井県きぼう応援奨学金給付再開願（様式第十一号の二）を、その在学する学校の長を経て教育委員会に提出し、その承認を受けたときは、奨学金の貸付けまたは給付を再開するものとする。

(奨学金の貸付けまたは給付の廃止)

第十四条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸付けまたは給付をしないものとする。

- 一 負傷、疾病等のため成業の見込みがないとき。
- 二 学業成績または性行が不良となつたとき。
- 三 奨学金を必要としなくなつたとき。
- 四 奨学生としての責務を怠り、または奨学生として適当でない行為をしたとき。
- 五 退学したとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 原級にとどまつたとき。ただし、その学年において休学を認められた場合を除く。

2 留学奨学生は、留学する外国の高等学校において、第十二条または前項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちにその旨を在学する県内の学校の長に報告しなければならない。

3 奨学生の在学する学校の長は、第十二条または第一項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（留学奨学生の在学する県内の学校の長にあつては、当該事由が生じたことを知つたとき）は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(奨学金の貸付けまたは給付の辞退)

第十五条 奨学生は、福井県奨学金貸付辞退届（様式第十二号）または福井県きぼう応援奨学金給付辞退届（様式第十二号の二）を、その在学する学校の長を経て教育委員会に提出し、奨学金の貸付けまたは給付の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第十六条 貸与奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、在学中貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人および保証人と連署の上、福井県奨学金借用証書（様式第十三号）

を、その在学し、または在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 卒業したとき。
- 二 奨学金の貸付けを廃止されたとき。
- 三 奨学金の貸付けを辞退したとき。

(奨学金の返還)

第十七条 貸与奨学生が前条各号のいずれかに該当するときは、当該貸与奨学生またはその連帯保証人もしくは保証人は、奨学金の貸付けが終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年内に奨学金を返還しなければならない。ただし、第十九条の規定により奨学金の返還の猶予の承認を受けたときは、その承認を受けた期間を奨学金の返還に係る期間に加算する。

2 前項の規定による奨学金の返還は、年賦、半年賦または月賦の方法によらなければならない。この場合においては、教育長の指定する方法により、教育長の指定する期日までに返還しなければならない。

3 給付奨学生および留学奨学生に第十二条もしくは第十四条第一項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、またはこれらの者が給付条件に従わなかったときは、既に給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

(貸与奨学生であつた者の届出)

第十八条 貸与奨学生であつた者は、奨学金の返還を完了する前にその氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(奨学金の返還の猶予)

第十九条 貸与奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、連帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金返還猶予願（様式第十四号）に該当各号に定める書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 災害または負傷もしくは疾病により奨学金の返還が困難となつたとき。 災証明書または医師の診断書
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校または大学に在学するとき。 在学証明書
- 三 その他やむを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難となつたとき。 その事由を証明するに足る書類

2 奨学金の返還を猶予する期間は、一年を超えない期間とし、該当する事由が継続するときは、

申請により、一年を超えない範囲においてそのつど期間を延長することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、貸与奨学生であつた者が第一項第二号に該当するときは、申請により、その該当する期間中、奨学金の返還を猶予することができる。

(死亡届)

第二十条 貸与奨学生が死亡したときは、その相続人または連帯保証人は、直ちに、死亡届に第十六条の福井県奨学金借用証書を添え、当該貸与奨学生の在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 貸与奨学生であつた者が奨学金の返還を完了する前に死亡したときは、その相続人または連帯保証人は、直ちに死亡届を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 給付奨学生または留学奨学生が死亡したときは、その相続人は、直ちに、死亡届を当該給付奨学生または留学奨学生の在学した学校の長を経て、教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の返還の免除)

第二十一条 教育委員会は、貸与奨学生または貸与奨学生であつた者が奨学金の返還を完了する前に死亡し、または心身の障害により労働能力を喪失し、もしくは労働能力に高度の制限を有することとなつたときは、その事由の生じた日以後における返還すべき奨学金の全部または一部を免除することができる。

第二十二条 前条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者（相続人または連帯保証人を含む。）は、福井県奨学金返還免除願（様式第十五号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 死亡によるときは死亡診断書、心身障害によるときはその事実および程度を証する医師の診断書

- 二 奨学金の返還ができなくなつた事由を証する書類

(奨学金の返還の免除の決定)

第二十三条 第二十一条の規定による奨学金の返還の免除については、次条の福井県奨学生選考委員会の審査を経て、教育委員会が決定する。

(選考委員会の設置)

第二十四条 奨学生の選考および奨学金の返還の免除の審査のため、福井県奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第二十五条 選考委員会は、委員十名以内をもつて組織する。

- 2 委員の任期は、一年とする。
- 3 委員は、福井県職員および学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第二十六条 選考委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、選考委員会の会議を主宰する。

(会議)

第二十七条 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(準用)

第二十八条 この規則に定めるもののほか、基金の管理については、福井県財務規則（昭和三十九年福井県規則第十一号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福井県奨学育英資金貸与規則（昭和三十二年福井県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則（昭和四七年教委規則第五号）

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十二月一日から適用する。

附 則（昭和五二年教委規則第二号）

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年教委規則第三号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年教委規則第四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則（以下「改正前の規則」という。）に基づき奨学金の貸付けを受けて修学している者は、この規則による改正後の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則に基づき修学奨学金の貸付けを受ける者となるもの

とする。

- 3 改正前の規則に定める用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和五六年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年教委規則第四号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年教委規則第三号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二年教委規則第六号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成五年教委規則第一号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。ただし、平成五年三月三十一日に修学奨学金を受けている大学奨学生については、改正後の第三条第一項の表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成八年教委規則第二号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。ただし、平成八年三月三十一日に修学奨学金を受けている大学奨学生については、改正後の第三条第一項の表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年教委規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十一年三月三十一日において現に大学奨学生または大学院奨学生である者に対する修学奨学金の貸付額については、改正後の第三条第一項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則に定める様式による用紙は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一二年教委規則第六号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年教委規則第六号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年教委規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十四年三月三十一日において現に大学奨学生または大学院奨学生である者に対する修学奨学金の貸与額については、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一六年教委規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一九年教委規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則に定める様式による用紙は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二五年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福井県奨学育英資金貸付基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（準備行為）

- 3 この規則による改正後の第五条の規定による推薦、第六条の規定による採用およびこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成二八年教委規則第一〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第二条の二第二項の規定は、平成二十八年四月一日以降に留学を開始した生徒または学生について適用する。

附 則（平成三〇年三月二七日教委規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成三十年三月三十一日において現に大学奨学生もしくは大学院奨学生である者または第六条第二項の福井県奨学生予約採用通知書の交付を受けている者（大学に入学しようとする者に限る。）に対する修学奨学金の貸与額については、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正前の福井県奨学育英基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成三一年三月一九日教委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年四月二六日教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井県奨学育英基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

福 井 県 奨 学 生 願 書															
貸付申込区分		修学奨学金													
福井県教育委員会 様															
下記の記載事項に相違ありません。福井県奨学金を申し込みます。なお、万一記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことが判明したときは、貸付契約を破棄されても異議は唱えません。															
学校名		中学校													
(年 組)															
年 月 ※卒業・卒業予定															
フリガナ		※ 男・女		印		住 所									
本人氏名						TEL — —									
生年月日		年 月 日生		※ 自宅外月額を 希望する ・ 希望しない											
連帯保証人 (保護者等) (続柄:本人の)				印		住 所									
						TEL — —									
同一生計の家族	ア	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込) 万円				所 得 金 額 (税込) 万円					
										①					
											②				
											③				
											④				
											⑤				
<input type="checkbox"/> 主に家計を支えている者、ひとりに○ <input type="checkbox"/> 同一人で種類以上の所得がある場合には、二段等に記入										⑥					
同一生計の家族	イ	続柄	氏 名	※設置者	※就学者控除	※通学別	控除額 万円								
				国公・私立	小・中・高・高専・専高・専専・大学	自宅・自宅外	⑦								
				国公・私立	小・中・高・高専・専高・専専・大学	自宅・自宅外	⑧								
				国公・私立	小・中・高・高専・専高・専専・大学	自宅・自宅外	⑨								
				国公・私立	小・中・高・高専・専高・専専・大学	自宅・自宅外	⑩								
所得から差し引かれる金額	ア 本人の就学者控除										⑪				
	イ 母子・父子世帯										⑫				
	ウ 障害のある人がいる世帯										⑬				
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯										⑭				
	オ 長期に療養を必要とする人のいる世帯										⑮				
	カ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯										⑯				
	[⑦～⑯の計] 控除額合計										⑰				
学校認定額	[⑥-⑰] 認定所得金額										⑱				
	世帯人員 人				収入基準額				⑲						

出願者は太線内を記入してください。

※の箇所は該当するものを○で囲んでください。

(裏)

進学志望校 ※国公・私立	学校名	学部学科・科名
以前、福井県奨学生であった場合は、その学校名・奨学生番号を記入	学校名 学校	奨学生番号
家庭事情	奨学金の貸与を希望するにいたった家庭事情や、その他特に説明を要することを記入	

(注)1 学校種類別の欄については、次表より該当する記号を○で囲んでください。

在学する学校種別	記号
小学校または特別支援学校の小学部	小
中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部	中
高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部	高
高等専門学校	高専
大学(短期大学および大学院を含む。)	大学
専修学校の高等課程	専高
専修学校の専門課程	専専

2 通学別の欄については、学校種類別の欄の「小」または「中」以外のものを○で囲んだ者について該当するものを○で囲んでください。

学習成績(5段階)の評定平均値		(注)学習成績の評定について文書による記述が可能な場合には、それに応じて記述してください。
所見	特記すべきことを記入	所見記入者氏名
この生徒は、福井県奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。		
年 月 日		
福井県教育委員会 様		学校名
		学校長氏名
		職印

学校担当者氏名

この申込書に記入されている個人情報については、福井県の奨学金業務のためにのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
なお、不採用または採用取消になった場合、願書は返却しません。

様式第2号(第4条関係)

福 井 県 奨 学 生 願 書														
※貸付申込区分		修学奨学金 ・ 通学奨学金												
福井県教育委員会 様 下記の記載事項に相違ありません。福井県奨学金を申し込みます。なお、万一記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことが判明したときは、貸付契約を破棄されても異議は唱えません。														
学校名		高等学校 高等専門学校						科(年 組) (年4月第1学年入学)						
フリガナ		※ 男・女	印	住 所										
本人氏名				TEL — —										
生年月日		年	月	日生	※ 自宅外月額を 希望する ・ 希望しない									
連帯保証人 (保護者等) (続柄:本人の)				印	住 所									
					TEL — —									
同 一 生 計 の 家 族	ア 就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込) 万円				所 得 金 額 (税込) 万円				
										①				
											②			
											③			
											④			
											⑤			
	↑ 主に家計を支えている者、ひとりに○ [同一人で2種類以上の所得がある場合には、二段等に記入]										⑥			
イ 就学者(本人除く)	続柄	氏 名	※設置者	※ 就 学 者 控 除		※通学別		控除額		万円				
			国公・私立	小・中・高・高专・高专・専専・大学		自宅・自宅外		⑦						
			国公・私立	小・中・高・高专・高专・専専・大学		自宅・自宅外		⑧						
			国公・私立	小・中・高・高专・高专・専専・大学		自宅・自宅外		⑨						
所得から差し引かれる金額	ア 本人の就学者控除										⑩			
	イ 母子・父子世帯										⑪			
	ウ 障害のある人がいる世帯										⑫			
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯										⑬			
	オ 長期に療養を必要とする人のいる世帯										⑭			
	カ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯										⑮			
	[⑦～⑮の計] 控除額合計										⑯			
学校校務簿	[⑥ - ⑯] 認定所得金額										⑰			
	世帯人員				人	収入基準額				⑱				

出願者は太線内を記入してください。

※の箇所は該当するものを○で囲んでください。

(裏)

通学等の状況(通学奨学金の貸付けを申し込む場合)		(注)1 学校種類別の欄については、次表より該当する記号を○で囲んでください。																									
1 定期券の額	月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在学する学校種別</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校または特別支援学校の小学部</td> <td></td> <td>小</td> </tr> <tr> <td>中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部</td> <td></td> <td>中</td> </tr> <tr> <td>高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部</td> <td></td> <td>高</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td></td> <td>高専</td> </tr> <tr> <td>大学(短期大学および大学院を含む。)</td> <td></td> <td>大学</td> </tr> <tr> <td>専修学校の高専課程</td> <td></td> <td>専高</td> </tr> <tr> <td>専修学校の専門課程</td> <td></td> <td>専専</td> </tr> </tbody> </table>		在学する学校種別		記号	小学校または特別支援学校の小学部		小	中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部		中	高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部		高	高等専門学校		高専	大学(短期大学および大学院を含む。)		大学	専修学校の高専課程		専高	専修学校の専門課程		専専
在学する学校種別		記号																									
小学校または特別支援学校の小学部		小																									
中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部		中																									
高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部		高																									
高等専門学校		高専																									
大学(短期大学および大学院を含む。)		大学																									
専修学校の高専課程		専高																									
専修学校の専門課程		専専																									
2 利用交通機関名		2 通学別の欄については、学校種類別の欄の「小」または「中」以外のものを○で囲んだ者について該当するものを○で囲んでください。																									
3 乗車駅(停留所)名																											
4 下車駅(停留所)名																											
以前、福井県奨学生であった場合は、その学		学校名	奨学生番号																								
校名・奨学生番号を記入		学校																									
家庭事情	奨学金の貸与を希望するにいたった家庭事情や、その他特に説明を要することを記入																										

学習成績(5段階)の評定平均値		(注)学習成績の評定について文書による記述が可能な場合には、それに従って記述してください。	
所見	特記すべきことを記入	所見記入者氏名	
この生徒は、福井県奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。			
年 月 日		学校名	職印
福井県教育委員会 様		学校長氏名	

学校担当者氏名

この申込書に記入されている個人情報については、福井県の奨学金業務のためにのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
 なお、不採用または採用取消になった場合、願書は返却しません。

様式第3号削除

様式第4号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

福井県教育委員会 様

年度福井県きぼう応援奨学生願書

私は、福井県きぼう応援奨学金の給付を受けたいので、別添書類を添えて申し込みします。

サイズ
「4cm×3cm」
3か月以内に
撮影した写真

写真裏面に本人名記載

申込日 年 月 日

申込者	(フリガナ) 氏名		印	生年月日		
				年	月	日生
	(フリガナ) 住所	〒 —				
	電話番号	(自宅)	(携帯)			
	(フリガナ) 学校名	学校		卒業見込年月	現在の学年	
	希望する高校			希望する学部・学科・コース等		

※必ず申込者本人が記入してください。

〈福井県きぼう応援奨学生申込みの動機〉

<p>保護者記入欄</p> <p>上記の記載事項に相違ありません。福井県きぼう応援奨学金の申込み同意します。</p> <p>保護者氏名(続柄) () (印)</p>

様式第5号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

福井県教育委員会 様

年度福井県きぼう応援海外留学奨学生願書(新規・継続)

私は、福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付を受けたいので、別添資料を添えて申し込みます。

サイズ
「4cm×3cm」
3か月以内に
撮影した写真
写真裏面に本人名記載

申込日 年 月 日

申込者	(フリガナ)			印	生年月日	
	氏名				年 月 日生	
	住所	〒 ー				
	電話番号					
	学校名			学年		
	留学先	国名		学校名		
	留学期間	年 月から 年 月まで				
	留学斡旋団体					

添付書類

- 1 留学に要する経費
- 2 留学を志す理由
- 3 住民票
- 4 在学する学校の長による推薦書
- 5 在学する学校の成績証明書
- 6 実用英語検定等の英語能力の証明書の写し
- 7 在籍校に提出した留学願の写しおよび交付された留学許可書の写し
- 8 外国の高等学校への入学が許可されたことを証明する資料の写し
- 9 入学が許可された外国の高等学校の概要および授業(プログラム)の資料

※2学年度間の留学の2年目の願書にあっては、1年目の願書に添付した書面に変更がないときは、当該書面の添付を省略することができる。

保護者記入欄

上記の記載事項に相違ありません。福井県きぼう応援海外留学奨学金の申込みに同意します。

保護者 氏名(続柄)

() 印

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)

登録番号	福井県奨学生予約採用通知書				
現住所					
学校名					
氏名		年齢	歳	性別	
区分					
<p>福井県奨学生として予約採用する。</p> <p>なお、入学後速やかに、福井県奨学金貸付(貸付額変更)申請書に在学証明書を添えて、福井県教育庁高校教育課に提出してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福井県教育委員会 印</p>					

様式第7号の2(第6条関係)

様式第7号の2(第6条関係)

登 録 番 号	福井県きぼう応援奨学生予約採用通知書			
現 住 所				
学 校 名				
氏 名		年 齡	歳	性 別
区 分				
<p>福井県きぼう応援奨学生として予約採用する。</p> <p>なお、入学後速やかに、進学先報告書に在学証明書を添えて、福井県教育庁高校教育課に提出してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福井県教育委員会 印</p>				

様式第7号の3 (第6条関係)

福井県奨学金貸付(貸付額変更)申請書					年 月 日		
福井県教育委員会 様							
<p>下記のとおり福井県奨学金の貸付け(貸付額の変更)をお願いします。</p> <p>なお、福井県奨学生として奨学金の貸付金を受けるに当たり、福井県奨学育英基金条例および福井県奨学育英基金管理規則の規定に従い、奨学生としての責務を果たすとともに、貸付期間の終了後は、奨学金の返還義務を誠実に履行することを誓約します。</p>							
申請者は太線内を記入してください。	本人	〒	—	TEL(固定)	—	—	印
				(携帯)	—	—	
		(下宿・アパート名など)					
	氏名	生年月日 年 月 日生					
※の箇所は該当するものを○で囲んでください。	連帯保証人	〒	—	TEL(固定)	—	—	印
				(携帯)	—	—	
		本人との関係					
	氏名	生年月日 年 月 日生					
※の箇所は該当するものを○で囲んでください。	保証人	〒	—	TEL(固定)	—	—	印
				(携帯)	—	—	
		本人との関係					
	氏名	生年月日 年 月 日生					
学 校 名	学校	課程	学科(科)	学年			
奨学生番号			※貸付申込区分	修学奨学金 ・ 通学奨学金			
貸付月額	修学奨学金 月額	円	通学奨学金 月額	円			
貸付期間	年 月 ~		年 月				
通学奨学金の貸付けを希望する者	定期券の額	月額	円	乗車駅(停留所)名			
	利用交通機関名			下車駅(停留所)名			

(注意事項)

- 1 本人、連帯保証人および保証人は、それぞれ署名の上、押印すること。
- 2 連帯保証人および保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。
- 3 在学証明書を添付すること。

学校点検印

福井県教育委員会記入欄			
貸付月額 修学奨学金	円	通学奨学金	円

様式第9号 (第10条関係)

異 動 届	年 月 日
福井県教育委員会 様	
学 校	制 科 学 年
本人	住所 氏名 奨学生番号
連帯保証人	住所 氏名
<p>下記のとおり異動がありましたので、福井県奨学育英基金管理規則第10条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 異動年月日 年 月 日</p> <p>2 異動事由</p> <p>3 奨学金受領状況 月額 円 (年 月分から 年 月分まで受領済)</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">学校長名 印</p>	

様式第10号 (第11条関係)

福井県奨学金貸付継続願				
				年 月 日
福井県教育委員会 様				
学校	制	科	学年	
本人			⑩	
奨学生番号				
連帯保証人			⑩	
保証人			⑩	
<p>年 月まで奨学金の貸付けを受けましたが、年 月 日から下記のとおり転学しましたので、引き続き奨学金の貸付けの継続をお願いします。</p>				
記				
1 転出状況				
学校	第	学年から	学校	第 学年へ転学
2 転学事由				
<p>上記のとおり転学を許可しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長名 ⑩</p>				
<p>上記のとおり転入学を許可しましたので、引き続き奨学金を貸し付けてください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長名 ⑩</p>				

様式第10号の2(第11条関係)

福井県きぼう応援奨学金給付継続願

年 月 日

福井県教育委員会 様

学校 制 科 学年

本人 印

奨学生番号

年 月まで奨学金の給付を受けましたが、年 月 日から下記のとおり
転学しましたので、引き続き奨学金の給付の継続をお願いします。

記

1 転出状況

学校 第 学年から 学校 第 学年へ転学

2 転学事由

上記のとおり転学を許可しました。

年 月 日

学校長名 印

上記のとおり転入学を許可しましたので、引き続き奨学金を給付してください。

年 月 日

学校長名 印

様式第11号 (第13条関係)

福井県奨学金貸付再開願				
				年 月 日
福井県教育委員会 様				
学校		制	科	学年
本人 奨学生番号				印
連帯保証人				印
保 証 人				印
下記のとおり復学しましたので、奨学金の貸付けの再開をお願いします。				
記				
1	復学期日	年	月	日
2	貸付停止月	年	月分から	
3	貸付再開希望月	年	月分から	
上記の者は、年 月 日から復学したことを証明します。				
年 月 日				
学校長名				印

福井県きぼう応援奨学金給付再開願

年 月 日

福井県教育委員会 様

学校 制 科 学年

本人 奨学生番号 (印)

下記のとおり復学しましたので、奨学金の給付の再開をお願いします。

記

- 1 復学期日 年 月 日
- 2 給付停止月 年 月分から
- 3 給付再開希望月 年 月分から

上記の者は、年 月 日から復学したことを証明します。

年 月 日

学校長名 (印)

様式第12号（第15条関係）

福井県奨学金貸付辞退届					
			年	月	日
福井県教育委員会 様					
学校		制		科	学年
		本	人		
		奨学生番号			㊞
		連帯保証人			㊞
		保 証 人			㊞
福井県奨学金の貸付けを下記のとおり辞退します。					
記					
1	貸付辞退期日	年	月	日	
2	借用証書提出日	年	月	日	
3	貸付辞退事由				

様式第12号の2（第15条関係）

様式第12号の2 (第15条関係)

福井県きぼう応援奨学金給付辞退届						
			年	月	日	
福井県教育委員会 様						
学校		制		科	学年	
本人					㊟	
奨学生番号						
福井県奨学金の給付を下記のとおり辞退します。						
記						
1	給付辞退期日	年			月	日
2	給付辞退事由					

様式第13号 (第16条関係)

収入印紙は、 印紙税の制度 に従い、貼付 してください。	福 井 県 奨 学 金 借 用 証 書							
借用金額	百	十	万	千	百	十	円	
福井県奨学金として貸付けを受けました上記の奨学金は、福井県奨学育英資金貸付基金管理規則第17条により、裏面の明細のとおり、滞りなく返還します。								
福井県教育委員会 様							年 月 日	
本人	現住所	〒 —	TEL(固定) (携帯)	—	—	印		
	氏名							
		生年月日	年	月	日生			
連帯保証人	現住所	〒 —	TEL(固定) (携帯)	—	—	印		
	氏名						本人との関係	
			生年月日	年	月	日生		
		勤務先	名称	TEL	—			
保証人	現住所	〒 —	TEL(固定) (携帯)	—	—	印		
	氏名						本人との関係	
			生年月日	年	月	日生		
		勤務先	名称	TEL	—			

(注意事項)

- 1 本人、連帯保証人および保証人は、それぞれ署名の上、押印すること。
- 2 連帯保証人および保証人の印は、印鑑登録のあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

学校点検印

(裏)

奨学金返還明細

1 借用の明細		氏名		氏名					
		(フリガナ)							
奨学生番号		※ 性別	男・女	生年月日	年 月 日生				
学 校 名	学校	課程	学科(科)	学年					
借用金額の明細	借用金額 円		※ 借用期間終了事由						
			満 期	修了 卒業	辞 退	退 学	廃 止	死 亡	そ の 他
	借用始期年月 年 月分～	借用終期年月 年 月分	借用月数 月	借 用 月 額 円	借 用 金 額 円				

2 返還の方法

※ 割賦方法	返 還 期 日	返還回数	割 賦 金	最 終 割 賦 金
年賦返還	毎年1回 12月20日まで	回	円	円
半年賦返還	毎年2回 { 6月20日まで 12月20日まで	回	円	円
月賦返還		回	円	円

割賦方法について一つ選択して○を付してください。

3 本人の卒業後の連絡先

卒業後の 連絡先	住 所	〒	—	TEL(固定)	—	—
				(携帯)	—	—
勤務先	名 称					
	所在地	〒	—	TEL	—	—

(注意事項)

- ※印の箇所は該当するものを○で囲んでください。
- 勤務先が未定の場合は、勤務先欄は空欄にしておき、勤務先が決定したときに、速やかに届け出てください。

貸与台帳照会者印

--

様式第14号 (第19条関係)

福 井 県 奨 学 金 返 還 猶 予 願

年 月 日

福井県教育委員会 様

本 人 氏 名 印
 住 所
 TEL (固定) — —
 (携帯) — —
 奨学生番号
 貸付時の在学名

連帯保証人 氏 名 印
 住 所
 TEL (固定) — —
 (携帯) — —

保 証 人 氏 名 印
 住 所
 TEL (固定) — —
 (携帯) — —

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいので、別紙証明書を添えてお願いします。

記

1 返還猶予希望期間

年 月から 年 月まで

2 返還猶予事由

- (1) 災害または負傷・疾病(具体的に)
- (2) 上級学校在学 (在学期間 年 月から 年 月まで)
- (3) その他の事由 (具体的に)

※添付書類 り災証明書・医師の診断書・在学証明書

その他()

福井県奨学金返還免除願

年 月 日

福井県教育委員会 様

本人(相続人) ⑩
連帯保証人 ⑩
保 証 人 ⑩

下記のとおり奨学金の返還を免除していただきたいので、別紙の書類を添えてお願いします。

記

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| 1 借用者氏名 | 奨学生番号 | 学校(大学)名 |
| 2 借用金額 | | 円 |
| 3 返還未済額 | | 円 |
| 4 返還済額 | | 円 |
| 5 返還免除希望額 | | 円 |
| 6 返還免除事由 | | |
| 7 死因(病名等) | | |
| 8 死亡届提出日 | 年 月 日 | |